

別表第４（第１０条関係）

保育状況		
順位	種 別	備 考
1	その他の状況	児童相談関係又は年齢による卒園児
2	保護者が産前産後休業又は育児休業明け	
3	次の各号に掲げる保育のいずれかを利用している場合 (1) 認可外保育施設における保育 (2) 幼稚園における預かり保育（週４日以上） (3) 法第１９条第１号に規定する満３歳以上の小学校就学前子どもに係る保育（前号に該当する保育を除く。） (4) 一時保育（非定型保育週４日以上）	
4	保育所等間での転園希望	地域型保育又は他市町村の保育所等からの転園を含む。
5	次の各号のいずれかに該当する場合 (1) 幼稚園を利用している。 (2) 一時保育（非定型保育週３日以下）を利用している。 (3) 法第１９条第１号に規定する満３歳以上の小学校就学前子どもである（３の項に該当する場合を除く。）。	児童福祉法第３８条に規定する母子生活支援施設を含む。

6	保護者が同伴就労又は介護	祖父母が同伴就労又は介護により保育している場合を含む。
7	祖父母、親族等が保育又は保護者が出産若しくは疾病	友人、知人又は父母が交代で保育している場合を含む。
8	保護者が就労内定	
9	保護者が求職中	就労証明書未提出者を含む。